

令和8年度 東三河地域の次世代担い手発掘・農業イノベーション創出事業委託業務 委託仕様書

1 事業名

令和8年度 東三河地域の次世代担い手発掘・農業イノベーション創出事業委託業務

2 事業目的

東三河ビジョン協議会^{※1}では、「東三河振興ビジョン 2030」2026 年度重点プロジェクト^{※2}として、「意欲ある人の創出」と「人に代わる力の導入や合理化」の両面から東三河地域^{※3}の地域課題にアプローチし、課題解決に向けた取り組みを実施することで、人口減少に向き合い、誰もが活躍できる活力ある東三河を目指すとしている。

東三河地域は、全国有数の農産地でもあると共に、STATION Ai の愛知県初のパートナー拠点である「東三河スタートアップ推進協議会」が設置されるなどスタートアップ支援の環境が整っている。

そこで、首都圏や他地域のスタートアップ、企業等を対象として、東三河地域のポテンシャルのPR や現地視察を含めたマッチングイベントを実施し、東三河の農業を近くで見ていただくと共に農家と直接接触する機会を提供することで、東三河地域における農業系スタートアップ、企業の創出や呼び込みを図り、次世代の担い手発掘や育成、イノベーション創出を図ることを目的とする。

※1 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

※2 重点プロジェクトとは、新たに広域的課題への対応を強化するため、東三河ビジョン協議会構成団体が協働して取り組む具体的事業。2026 年度テーマは、「楽しく住み続けられる地域生活圏の形成に向けて～人口減少に向き合い、活力ある東三河～」

※3 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業内容

首都圏や他地域のスタートアップ、企業等を対象として、東三河地域の現地視察を含めたマッチングイベントを実施し、東三河の農業を間近で体感していただくと共に、農業者と直接接触する機会を提供し、東三河地域における農業系スタートアップや企業の創出、新規取引の開拓を図る。イベント実施後には、参加者のマッチング状況等の継続的な確認などフォローアップを行う。なお、「東京圏における東三河農林水産業に係る関係人口創出事業」受託事業者と連携して、効果的に事業を実施すること。

5 委託業務の内容

下記の事項を踏まえ、マッチングを図るためのイベントを少なくとも1回以上、マッチングを促進するための現地視察を少なくとも1回以上実施し、イベント・現地視察は合計7回以上実施すること。イベント・現地視察の開催にあたっては、プロモーションを実施して参加者の確保に努めること。さらに、東三河地域の知名度向上に努めるとともに、来場者以外の企業等にも広く東三河地域の持つポテンシャルを発信すること。また、開催後には、参加者のマッチング状況等の継続的な確認などフォローアップを行うこと。なお、本イベントにかかる一切の経費は委託料の中に含むこととする。

本事業は、国の「地域未来交付金」の活用も想定していることから、同交付金の制度要綱等を理解した上で実施すること。特に個人給付とならないよう留意し、支援対象外経費については、本委託業務外で対応すること。(例：食材費は、参加者から徴収する。食材を協力者から別途提供を受ける。など)

(1) 計画準備

- ①本事業の企画設計を行うこと。
- ②本事業実施にあたり必要となる関係機関を抽出し、連携体制を構築すること。

(2) 東三河の農業ポテンシャル調査

- ①東三河地域の農業に関する諸データの調査、整理を行うこと。
- ②地元農業者が抱える課題や、スタートアップ、企業等（以下スタートアップ等と記載）に求めるニーズ、スタートアップ等との連携意向を把握するための調査、整理を行うこと。

(3) プロモーション

- ①プロモーション手法を立案すること。
- ②プロモーションのターゲットは、農業系スタートアップ・農業系企業の経営者やビジネスパーソン、起業を志す学生等とすること。なお、「東京圏における東三河農林水産業に係る関係人口創出事業」にて行われる東京圏のイベント参加者に対しても、本事業で開催するイベントへの参加を促すこと。
- ③ターゲットが集まる組織、場所で周知を行うなど、本事業で開催するイベントへの効果的な集客に務めること。
- ④プロモーションの効果検証を実施すること。

(4) マッチングを図るためのイベント

- ①マッチングを図るためのイベントを企画し運営すること。企画にあたっては、(2)の調査結果を考慮すること。
- ②イベントの中で、参加者に対して東三河の農業をPRすること。
- ③イベントのターゲットは、(3)プロモーションと同様とする。
- ④イベントの実施時期は、県と協議して決定すること。なお、アジア・アジアパラ競技大会開催期間を避けること。
- ⑤イベントの実施場所は、ターゲットが集まりやすい会場とすること。
- ⑥イベントの参加人数は、県と協議して決定すること。

⑦参加者へのアンケートやヒアリングを実施し、東三河地域への関心度や現地視察の改善点を抽出すること。

⑧本イベント後、希望者に対するマッチング支援を実施すること。

(5) 現地視察

①マッチングを促進するための現地視察を企画し運営すること。

②現地視察は東三河の地元農家への訪問、圃場見学を含めること。

③現地視察のテーマ、行先については、県と協議して決定すること。

④現地視察の中で、参加者に対して東三河の農業をPRすること。

⑤現地視察のターゲットは、(3)プロモーションと同様とする。

⑥現地視察の実施時期は、県と協議して決定すること。なお、アジア・アジアパラ競技大会開催期間を避けること。

⑦現地視察の参加人数は、県と協議して決定すること。

⑧参加者へのアンケートやヒアリングを実施し、東三河地域への関心度や現地視察の改善点を抽出すること。

⑨参加者のフォローアップ調査(参加者のマッチング状況確認など)を実施すること。

⑩本視察後、希望者に対するマッチング支援を実施すること。

(6) とりまとめ

成果・課題・今後の展開可能性等について整理し、報告書を作成すること。

6 成果物

業務報告書

(1)紙媒体 2部(正本1部、副本1部)

(2)電子データ(県が指定する形式で作成すること)

(3)その他、県が指示したもの

7 その他

(1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。

(2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者(県との連絡調整担当者)を置くこと。

(3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。

(4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。

(5) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。

(6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

(7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、県に帰属するものとする。

(8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。

- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 本業務については、国の地域未来交付金を活用する業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。また、本業務に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。
- (12) 契約終了後、5年間は本業務に関連する書類を保管すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。